

# 佐々木農業研究会 会則

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当会は、佐々木農業研究会と称する。

(目的)

第2条 当会は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 会員への農業技術の指導
2. 農業技術の調査、研究
3. 標識表の販売
4. 米の食味の評価
5. 講演会などの開催
6. 会員の経営指導
7. 農業コンサルタント事業
8. 会員の利益に貢献すること
9. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会の事務所は、滋賀県近江八幡市に置く。

(公告方法)

第4条 当会の公告方法は、ホームページに掲載して行う。

## 第2章 社員及び出資

(社員及び出資)

第5条 当会の社員の氏名又は名称及び住所、社員の出資の目的及びその価額は次のとおりである。

1. 金 300 万円

滋賀県近江八幡市野村町 1446 番地

佐々木茂安

(社員の責任)

第6条 当会の社員の全部を無限責任社員とする。

## 第3章 業務執行権及び代表権

(業務執行)

第7条 当会の業務は、社員が執行する。

(代表社員)

第8条 当会の代表社員は、社員によって定める。

## 第4章 社員の加入及び退社

(社員の加入)

第9条 新たに社員を加入させる場合は、総社員の同意によって定款を変更しなければならない。

(任意退社)

第10条 各社員は、事業年度の終了の時に退会をすることができる。この場合においては、各社員は、2か月前までに会に退社の予告をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、各社員は、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

(法定退社)

第11条 各社員は、会社法第607条の規定に準じて退会する。

#### 第5章 計 算

(事業年度)

第12条 当会の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

#### 第6章 その他

(定款に定めのない事項)

第13条 本会則に定めのない事項は、すべて会社法の規定に準ずる。

#### 附 記

この規約は、平成26年4月11日から施行する。